

## 【北朝鮮向け外為法違反事件】

### 株式会社明伸に対する行政制裁（輸出禁止）について

平成16年3月29日  
経済産業省

株式会社明伸による外国為替及び外国貿易法違反事件に関し、同法第53条第1項に基づき、同社に対し輸出禁止3ヶ月の行政制裁を科すこととし、本日（3月29日）付けにて同社に通知した。

#### 1. 行政制裁について

処分対象者：株式会社明伸（東京都大田区）  
輸出禁止対象貨物：全貨物  
輸出禁止対象地域：全地域  
輸出禁止期間：平成16年4月5日から7月4日まで

#### 2. 事件の概要

- ・株式会社明伸は、核兵器・ミサイルの開発等のために用いられるおそれのある直流安定化電源装置の輸出に関し、平成14年11月19日に経済産業大臣から輸出許可申請が必要である旨の通知を受けたにもかかわらず、平成15年4月4日、同電源装置3台をタイ経由北朝鮮向けに無許可輸出を行った。
- ・同電源装置は、我が国の要請に基づき、平成15年4月8日、中継地である香港で差し押さえられた後、同年6月3日、当省の行政指導に基づき、同社により日本に積み戻された。
- ・本件は、平成14年4月のキャッチオール規制導入後、初めての外為法違反（キャッチオール違反）事件。

（参考）2月23日、東京地方裁判所より株式会社明伸に対し罰金200万円（求刑：罰金200万円）、同社代表取締役金学淳に対し懲役1年・執行猶予3年（求刑：懲役1年）の刑が言い渡され、3月8日に刑が確定している。